

【新設】(圧縮記帳をした国内資産の取得価額)

42 の 13-8 法人の有する国内資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合における措置法第 42 条の 13 第 6 項第 2 号イの「国内資産……で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額」は、その圧縮記帳前の実際の取得価額(42 の 13-10 ただし書の適用があるものにあつては、その圧縮記帳前の実際の取得価額から同通達の「当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額」を控除した金額)によるものとする。

【解説】

- 1 本制度のうち特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の一つとして、国内設備投資額が当期償却費総額の 30%相当額を超えること(以下「国内設備投資額要件」という。)とされているのであるが、この国内設備投資額要件を満たすかどうかの判定に当たって、国内資産で当該対象年度終了の日において有するもののうちに法人税法又は措置法上の圧縮記帳の適用を受けたものがある場合には、その国内資産の取得価額を圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によるのかといった点について疑義が生ずるところである。
- 2 この点、国内設備投資額要件は一定規模以上の国内資産の取得等があった場合に特定税額控除制度の不適用措置を適用除外とするために設けられているものであり、投資規模そのものを測定しようというものであることから、その判定に当たっては、実際の投資額を用いるのが合理的である。したがって、本通達では、その国内資産で当該対象年度終了の日において有するもののうちに法人税法又は措置法上の圧縮記帳の適用を受けたものがある場合には、実際の投資額である圧縮記帳前の取得価額を用いて、この国内設備投資額要件の判定を行うことが明らかにされている。
- 3 ここで、措置法通達 42 の 13-10 本文の取扱いにおいて、上記 1 の償却費の総額の算定に当たり「償却費として損金経理をした金額」には、法人税基本通達 7-5-1 (2)の減価償却資産について圧縮限度額を超えてその帳簿価額を減額した場合のその超える部分の金額が含まれることとし、措置法通達 42 の 13-10 ただし書の取扱いにおいて、法人が継続してこれらの金額につき「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認めることとしている。

このため、法人税基本通達 7-5-1 (2)の適用場面において、措置法通達 42 の 13-10 ただし書と本通達とでその取扱いが重複するが、その場合には措置法通達 42 の 13-10 ただし書の取扱いによる計算が優先することとなる。この結果、上記の圧縮記帳前の取得価額から当該償却費相当額に含めないこととした法人税基本通達 7-5-1 (2)の金額相当額を控除した金額によることを本通達の括弧書において明らかにしている。

なお、措置法通達 42 の 13-10 ただし書に限定しているが、これは、同通達本文の適用があるものについては、同通達本文と本通達のいずれを優先して計算しても計算結果が変わらないため、言及する必要がないことによる。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達(連措通 68 の 15 の 8-8)を定めている。